



9/14以降の課外活動について



新型コロナウイルス感染症対策課外活動再開ガイドライン【学生用Ver1.8】の内容を原則として秋学期以降の課外活動にあたってください。
クラスターが発生しますと、今後大学行事等が全て停止します。ひとり一人が危機意識を持ち、行動をしてください。

追手門学院大学

9/14からの要件

引き続き、『新型コロナウイルス感染症拡大防止のための課外活動方針』に沿い、急激な活動による体調不良や怪我、また気候の変化に伴うリスクを避け、活動にあってください。

**①活動に参加する前に
体温、体調、行動等の記録**

**②活動に参加するために
大学提示ルールを理解し、制限の中での活動を行うこと**

**③活動時に守ること
感染予防対策、傷害予防対策の総合的理解
感染者に対する人権的理解（SNS等での発信や差別）**

④今後の課外活動する上で

追手門学院大学

1

活動に参加する前に
体温、体調、行動等の記録

コンディション管理アプリ『ONE TAP SPORTS』を用いて、引き続き毎日の体調管理、行動を記録する。課外活動団体・運動団体に所属する学生全員が必ず行う。

学生支援課では、毎日みなさんの体調をチェックしています。

記録が滞ることのないように、団体の中で意識し合い、声を掛け合いましょう。



- ・37.5℃未満
- ・咳、鼻水、頭や喉の痛みなど風邪症状がない
- ・息苦しさ（呼吸困難）の症状がない
- ・強い倦怠感や味覚・嗅覚異常がない



6時間以上の睡眠



毎日いつ、だれと会ったか



想像もしなかった自分変がはじまる

追手門学院大学

2

②活動に参加するために
大学提示ルールを理解し、制限の中での活動を行うこと

毎日起床時に検温を行い、引き続き記録を徹底すること



学内入校するときは、**各建物（5号館B1・6号館1F）にある非接触型体温計で検温すること**

- ① **37.0℃以下** → 入校許可
- ② **37.1℃～37.4℃** → 活動を自粛する
- ③ **37.5℃以上** → 入校禁止（バスでの下校は禁止とし、お迎え、タクシー乗車）



37.0℃以下

入校許可



37.1℃～37.4℃

活動自粛



37.5℃以上
入校禁止



変がはじまる 4



追手門学院大学

2

②活動に参加するために 大学提示ルールの理解し、制限の中での活動を行うこと



○スクールバス乗車について

検温、マスク着用、乗車時に手先の消毒、原則隣同士に座らない、会話は慎む

※マスクをしていなければ乗車できません



○活動の開始、終了時は必ず手洗い（30秒以上）・うがいをすること（帰宅時も）

○建物入校、出校時消毒用アルコール等による指先の消毒を行った上で入校すること



○登下校、ミーティング時等、適宜マスクを着用すること

※熱中症対策の観点から、登下校時（自転車や徒歩の場合）のマスクは適宜外す

※熱中症対策の観点から、活動中のマスクは、各団体の性質に沿うものとする



○ソーシャルディスタンスを保つこと

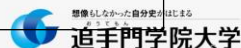


○3密を避けること

①常時、窓や扉を開けておくなどの換気励行

②最少人数での活動（使用可能施設ごとの人数については施設予約表参照）

③対人距離2メートル以上の確保



2

②活動に参加するために 大学提示ルールの理解し、制限の中での活動を行うこと



○活動後は使用した用具等の消毒を行うこと



○キャンパスマナーの徹底すること

キャンパス内及びその周辺での喫煙や無許可での自動車通学等、迷惑行為の禁止



○部員の意思を尊重し、強制的に活動への参加を促さないこと

○課外活動に関して、本人・保護者等の承諾を得ること

「**新型コロナウイルス感染症対策に関する誓約書**」の提出

※誓約した学生のみ活動へ参加可能とする

○現在提出している誓約書【STEP3-4】の内容から変更があった部員は、都度提出をすること



3

活動時に守ること

①感染予防対策、傷害予防対策の総合的理解

②感染者に対する人権的理解（SNS等での発信や差別）



- 9/14～30 土日祝（祝日授業日は除く）は活動禁止
- 10月以降 土日祝は、感染対策を講じた上で許可の予定
定例の活動以外、学外での活動については、書類マニュアルのとおり、「課外活動届」「報告書」を提出し、活動の許可を予定しています。
- その他、大学行事等で施設制限がある期間は活動禁止



- 9/14～10/31学内外とも宿泊での活動は一切禁止。第2学友会センターの宿泊も禁止。
- 11月以降は社会情勢を鑑み検討する



- 学友会センターの利用は原則禁止
人数を制限した更衣・荷物の搬入搬出のみとします
作業する場合は、1～2名、1時間程度まで
オンライン授業を受ける目的での使用は禁止、授業は指定の教室で受講すること



- イベントの開催、参加や、対外試合 **原則10/1から予定**
○遠征については当面原則禁止とする。今後予定がある場合は、事前に学生支援課へご相談ください



- トレーニングセンター利用は、課外活動生のみ**9/14から段階的に再開予定**
当面一般学生は利用不可となります。

使用方法や予約については、トレーニングセンターへお問合せください。



追手門学院大学

7

3

活動時に守ること

①感染予防対策、傷害予防対策の総合的理解

②感染者に対する人権的理解（SNS等での発信や差別）



- 更衣について：体育館、第2学友会センター、学友会センター



- シャワーの利用は学生支援課で予約の上使用する
※感染対策を講じ、全個室の半数限度とする



- 学内での飲食は、各施設の条件を守り、感染につながらないよう徹底する



- 打合せはオンラインでの利用を心掛けること



- 他大学生の練習参加は不可とする。10月以降は社会情勢を勘案し検討



- 併設中高での練習参加は不可とする。10月以降は社会情勢を勘案し検討



- 入学前の高校生については、施設見学のみ可とする。
その場合は、見学希望者へ本学の最新の『新型コロナウイルス感染症対策課外活動再開ガイドライン』および『行動基準』を説明し、対策等厳守してもらい、対応すること。



追手門学院大学

3 活動時に守ること ①感染予防対策

段階的活動時間と量について

9月14日～

感染症対策を講じながら、通常の活動へ段階的に戻す

STEP4



活動施設の広さに対する人数制限
・20～40人
・移動を伴う練習は10月以降



1日連続2時間
1日合計3時間



感染対策を講じた上で
コンタクト
用具共有



活動量
100%



活動時間：9時～18時
※10月以降は別途お知らせします



3 活動時に守ること ①感染予防対策



○スキーズの使用禁止 ※マイペットボトルを持参し飲み物を入れ替える



○ビブスの使用禁止



○シューズの裏で手を拭かない（体育館等）



○ハイタッチや、ハグなどの表現は避ける



○かけ声など、大きな声での応援は避ける



○連盟、協会等のガイドラインを守ること、試合の開催や今後の予定について把握しておく



○防具を使用する競技は使用后必ずアルコール噴霧し、乾燥する



○活動中止明けの活動量には個人差があります。焦らず自分のペースで行う



○追風、合同学園祭事務取りは10月から事務取り開始予定



○音楽系団体の音出しは、音楽練習室を利用し、ボーカルが参加しないバンド練習は適切な距離を保ち許可とする

○ボーカルが参加するバンド練習は、当面禁止とする



3 活動時に守ること ①感染予防対策

-  ○演劇、落語研究等、発生練習を行う場合は、**飛沫感染対策（フェイスシールドやマスク着用）を講じた上、適切な距離を取り行う。大声での発声練習は禁止する。**
○表現上困難な場合を除き原則としてフェイスシールドやマスク着用を行う。
-  ○生物部の飼育については、生命の維持が確保できる活動頻度とする
-  ○学外での活動を主とする団体については、**9月中は**教職員の部長顧問の引率の上で許可をする。
10月以降は社会情勢を勘案し、お知らせします。
-  ○児童研究、社会福祉、活動先の状況を確認し、**9月中は**教職員の部長顧問の引率の上で許可をする。10月以降は社会情勢を勘案し、お知らせします。

3 活動時に守ること②感染者に対する人権的理解（SNS等での発信や差別）

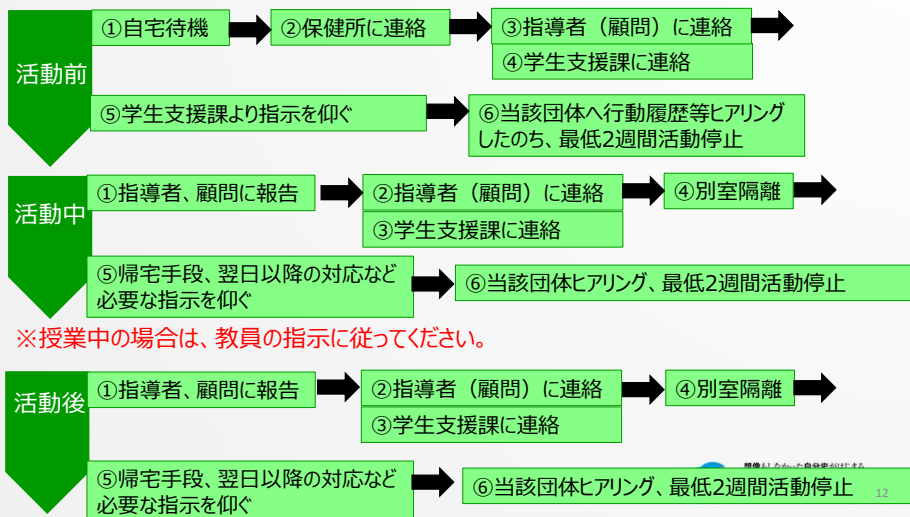
どんなに感染症対策徹底を努めても、感染のリスクは誰にでもあります。
感染した方々やそのご家族、医療関係者、外国人の方々に対して、不当な差別・偏見・いじめなどがあることはありません。一人ひとりがお互いを思いやる気持ちを持って支え、助け合うことが大切です。
感染者とその家族等の人権尊重と個人情報の保護に、理解と配慮を持ちましょう。
そのような被害に遭った場合は、一人で悩まないで、学生支援課・総合オフィスや自治体が提供している窓口にご相談ください。

□大阪府人権協会が運営している「大阪府人権相談窓口」
Tel : 06-6581-8634



感染者/感染の疑い発生時対応

課外活動のガイドラインとしては、感染判明（本人・同居人）/感染の疑い（本人・同居人）に関わらず、学院ガイドライン『感染の判明』と同一の扱いとする。



4 今後の課外活動する上で

1.1年生の活動について

- 入部の意思が固まっているか、意思を必ず確認する ※再度意思確認をすること
- 以下の書類をそろえ、入部の手続きをしてください
「入部届」「ONETAP登録願」「誓約書」を記入し提出する
1年生はこの状況下での、大学生活が開始します。本人のみならず保護者の承諾を必ず得た上で確実に入部の意思を確認し、手続きを行ってください。
ONETAPは、登録から**5日連続**での記録が確認でき次第活動の参加を許可します
- 入部していない1年生の見学・体験等については、学生支援課にて、1週間前までに事前報告書を提出の上、ガイドラインを守り見学・体験を行ってください。

2. 学生支援課および、その他の大学窓口取扱について

- 9/14～通常通り開室

3. 大学施設について

- 購買関係施設は、CAMPUSSQUAREで掲示のとおり必ず確認すること



4 今後の課外活動する上で

4.9/14～30の施設予約について ※10月以降は別途お知らせ

- ①毎週月曜日に課外活動専用URLより最新のデータアップしますので、空き状況を確認する
学生会館は、施設専用メールアドレスにて、担当三村さんへ問い合わせる
- ②希望したい時間に「⇄」もしくは「利用時間が分かるように」明記の上、利用希望日の**1週間前までにメール**で提出してください ※電話・窓口での受付は一切いたしません

【予約先】学生支援課 施設予約専用メール shisetsu@otemon.ac.jp

件名：【施設予約】●/●（団体名・施設名）

本文：団体名、役職、氏名、施設予約願のデータを添付

【受付時間】平日9時～17時

※平日17時以降は翌平日、土日祝日は週明けの授業日初日の受け付けとして取り扱います

- ③予約日までに学生支援課より受付と予約確定メールを送りますので、必ず返信を確認する
- ④他団体と重複している場合は、調整の連絡をします

※教室は従来のように、許可のない学生は予約できなくなります。

現在課外活動生用に調整しますので、施設予約にアップされている施設の使用



4 今後の課外活動する上で

5.各種書類提出について

○原則、1週間前までにメールでの提出をお願いします。

ただし、「学友会所属団体結成届及び変更・解散届」「欠席届票」「入退部届」「幹部役員報告書」「財務書類全般」は、窓口での原本提出もしくは、**捺印したPDF（写真は不可）**をメールにて提出をお願いします。**※1週間前に提出できない場合は、必ず事前に学生支援課へ電話連絡をしてください！**

【書類提出先】学生支援課 窓口
学生支援課メール kagaikatsudo@otemon.ac.jp
件名：財務関係⇒【財務書類提出】団体名・書類名
書類関係⇒【書類提出】団体名・書類名
本文：団体名、役職、氏名、各種書類のデータを添付
※複数の書類提出の場合は、書類名のあとに「他」とつけること
【受付時間】平日 9時～17時

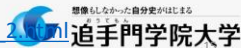
8.各種様式について

○課外活動専用URL

【書類関係】https://www.otemon.ac.jp/internal/sports_form

【財務関係】https://www.otemon.ac.jp/internal/sports_form_1.html

【施設関係・その他】https://www.otemon.ac.jp/internal/sports_form_2.html



4 今後の課外活動する上で

9.各種書類提出一覧

種別	書類名	提出方法	アドレス	形式
書類関係	●従来の活動書類	メール	kagaikatsudo@otemon.ac.jp	データ（PDF・Excel・Word） ※写真不可
	●学友会所属団体結成届及び変更・解散届 ●欠席届票 ●入退部届 ●幹部役員報告書	窓口orメール	kagaikatsudo@otemon.ac.jp	データ（PDF・Excel・Word） ※写真不可
	●施設使用願	メール	shisetsu@otemon.ac.jp	データ（PDF・Excel・Word） ※写真不可
	●オンライン活動届・報告書	メール	kagaikatsudo@otemon.ac.jp	データ（PDF・Excel・Word） ※写真不可
財務関係	●全て	窓口		原本
新型コロナウイルス感染症関係	●誓約書【STEP3-4】	窓口		原本
	●誓約書【入部時用】	窓口		原本
	●ONETAP登録願	窓口orメール	kagaikatsudo@otemon.ac.jp	データ（PDF・Excel・Word） ※写真不可



**一人ひとりの意識が大切です。
『新しい課外活動様式』の取り入れた学生生活を。**